

# 令和8年度 漁と魚と料理を堪能できる北の近江プロジェクト仕様書

## 1 目的

北部地域の振興を実現するため、湖北の地域資源である「漁業」・「魚」・「食文化」の持つ魅力を最大限に活用できるよう、漁業者・醒井養鱒場（以下、「養鱒場」という。）等が主役となり、地域の強みを自ら再確認し、域外の観光客等に望まれる受け入れ体制の充実を図る。

## 2 内容

県が公募により湖北地域から選定した「高時川水系の河川漁業および尾上地区の沿湖漁業のモデル地区」に加えて、令和10年で開場150周年を迎える養鱒場を対象地区とし、これら地区の魅力を最大化し、域外の観光客等を集客するための取組について、以下の内容を踏まえて、企画・運営を行う。なお、本事業は漁業者・養鱒場の各主体が行う取組について、その立ち上げから県が側方支援するものである。

### （1）漁業の魅力最大化事業

#### ①河川漁業の魅力最大化

アユや溪流魚といった釣りの対象として魅力のある資源を有しながらも、来訪する遊漁者数の減少が著しい河川の漁村において、豊かな河川環境や漁業資源を活用し、来訪者が増加するモデルを構築し、実践すること。

具体的には、対象地区の漁業協同組合が主体となって行う、以下の内容を踏まえたイベントの企画・運営を行うこと。なお、イベントの開催回数は2日程度とすること。

##### （ア）地域ならではの漁業資源に触れる機会の提供

- ・漁業資源（アユや溪流魚）を活用する取組を中心とし、域外からの宿泊を伴う誘客を目指して河川漁業の観光資源化に取り組むこと。

##### （イ）特産物の活用などの検討

- ・取組においては、地域特産物等の活用や河川漁場の学び場としての価値等を引き出しながら行うこと。

##### （ウ）その他

- ・アおよびイの実施にあたっては、コンテンツ作成やイベント運営に係る指導や助言を含むこととする。
- ・また、主体となる漁業協同組合が地域の魅力を再認識する工夫を行うこと。

#### ②沿湖漁業の魅力最大化

モデル地区において、漁村文化や地域資源を活用し、来訪者が増加する取組を構築し、実践すること。具体的には、対象地区の漁業協同組合が主体となる以下の取組を企画・運営すること。なお、（ア）および（イ）の催事は、延べ4日以上開催することとする。

##### （ア）食文化の魅力に触れる機会の提供

- ・郷土料理の伝承や旬の湖魚を活かした食の体験を通じて、漁村の地域資源の魅力を最大限に来訪者に訴求できる催事に取組むこと。

##### （イ）漁業の魅力に触れる機会の提供

- ・漁師の生業（なりわい）の現場を知り、漁村の地域資源の魅力を最大限に来訪者に訴求できる催事に取組むこと。

### (ウ) その他

- ・アおよびイの実施にあたっては、域外からの来訪者に対応するため、周囲の宿泊事業者と連携し、催事の集客効果を高めることを企画すること。
- ・なお、上記取組の中には、コンテンツ作成やイベント運営に係る指導や助言を含むこととする。
- ・また、主体となる漁業協同組合が地域の魅力を再認識する工夫を行うこと。

## (2) 醒井養鱒場のみらい創造事業

養鱒場を湖北地域の観光コンテンツとして活用し、地域資源等を活用した以下の取組を企画・運営することにより、養鱒場へ観光客を誘因し、湖北地域の振興を実践する。

### (ア) 新たなコンテンツの作成

地域の事業者や高校生等と養鱒場とが連携する機会を創出し、養鱒場の特徴を活かした従来にないコンテンツを複数作成すること。なお、当該取組の中には、コンテンツ作成や販売戦略に係る指導や助言を含むこととする。

### (イ) 地域特産物等と養鱒場の協働

醒井周辺地区の農産物や工芸品といった地域特産物等の魅力を醒井養鱒場の場を活用して発信するマルシェを企画・運営すること。マルシェ参加者の探索や募集を行うとともに、企画内容は、養鱒場の魅力発信も同時に行うことができるような内容とすること。

また、マルシェの開催回数は複数日とする。なお、1日あたりのマルシェの出展者数は6者以上とし、ジャンルや規模含めて、自由に提案すること。

### (ウ) 養鱒場へ誘客するイベントの実施

(ア)・(イ)と既存の養鱒場のイベントとを連携させるなどして、養鱒場の本来の魅力の相乗効果が発揮できるようなイベント(4日以上)の企画・運営を行うとともに、新たな交通手段の試験実施を行うこと。

## (3) 連携拡大

連携拡大のため、(1)および(2)の催事について、京阪神や中部地域をはじめとした遠隔地からの集客を狙い、県内外の3者以上の旅行事業者からの助言のもと、旅行商品化について具体的な検討を行うこと。旅行商品化の検討にあたっては、滋賀県で予定されているディスティネーションキャンペーンとの連動についても盛り込むこと。また、旅行事業者が各主体の催事を旅行商品化する際の課題について整理を行うこと。

## (4) 情報発信等

(1)および(2)の実施にあつては、企画段階からの活動を映像等で記録し、SNS配信記事等の作成を行うこと。また、積極的に広告媒体等で情報発信を行い、イベントの周知に努めること。

また、各催事の実施においては、モデル地区の地域資源を活用し、水産業の魅力を最大化することにより、来訪者自らの情報発信を促す仕掛けを行うこと。

## (5) アンケート調査

(1)および(2)の実施にあつては、参加者等からアンケート調査を実施し、イベントの持続性等、地域の課題や改善策を総合的に検討すること。

(6) その他、目的を達成するために必要となる業務

### 3 契約の期間

契約締結の日から令和9年3月29日（月曜日）まで

### 4 実績等の報告について

- (1) 受託者は、上記業務について、県が必要と認める時には、その進捗や実施結果についてとりまとめ、速やかに提出すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容を取りまとめた業務報告書1通、および電子データ1式を提出すること。業務報告書には、漁業・養鱒場等の魅力、1年間の活動を通して地域の人々が主体となって活性化に取り組む際の課題と解決方法を整理した内容も含めること。
- (3) (1) および (2) の提出先は、滋賀県農政水産部水産課とする。

### 5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県・各地区の主体と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は県と適宜打合せを行い、連携を密にすること。

### 6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等（ホームページへの掲載等）での活用（二次使用）を妨げないものとする。
- (6) 成果物委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定する。
- (7) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。